

雇用者の所得分布とライフ・ヒストリー

市川 洋

I 目的

雇用者の所得階層別分布は、雇用者の性、年齢、雇用者の所属する企業の規模によって著しく異なる。最も重要な点は、年齢とともに所得分布が変化して行き、55歳の停年を境にして所得分布が急激な変化をみせることである。所得分布と家族数は、ある程度の相関を示しており、他の条件を同一にした場合、月給の高い階層ほど平均家族数が多い傾向を示している。本研究の第1目的は、多くの要因で分類された統計から、これらのファクト・ファインディングを行うことである。

所得階層別分布統計を詳細に検討してみると、高所得者と低所得者の隔たりは極めて大であることが発見される。所得分布を観察しただけでは、どうして金持ちと貧乏人が発生し、このような所得階層別分布が出来上ったのかは判らない。所得階層別分布の中味と内容に立ち入ろうとすれば、それは所得分布構成員のライフ・ヒストリーの研究に踏み込まざるを得なくなる。本研究の第2の目的は、ライフ・ヒストリーの実例を紹介することである。

II 分布統計

ここでファクト・ファインディングに用いられる所得階層別分布統計は、雇用者2,400万人とその家族2,700万人、合わせて5,100万人を対象とするものであって、わが国人口の約半分をカバーしている。この統計では家族の分布も重要なテーマとなっている。「家族」の定義はいろいろあり得るが、雇用者の家族については所得税上の扶養親族、あるいは健康保険上の扶養家族が統計上つかみ易い。ここでは健康保険上の扶養家族（健康保険証に扶養家族として記載してある者）を「家

族」と定義し、雇用者は「本人」と定義する。「家族」は社会的な意味での生計を一にする家族とは若干異なる。例えば共稼ぎで夫と妻が両方とも月給取りである場合は、この統計では夫も妻もともに「本人」に分類される。また、生計を一にするファミリーにおいて、娘が学校を卒業して勤めに出た場合には、その娘は「本人」となり、「家族」ではなくなる。

この統計でいう「大企業」とは、大体従業員規模1,000人以上の民間企業である。詳しくは「VII 健康保険統計」を参照されたい。表1～8は、原統計の分類区分を圧縮して、ファクト・ファインディングをやり易くしたものである。原統計は、所得階層36区分、年齢は5歳刻みの詳細なものである。

III 年齢別分布

表1はファクト・ファインディングのための統計の年齢別・性別・企業規模別の総括表であり、表2以下は表1を更に多重に分類したものになっている。

(1) 大企業、中小企業とも、年齢別分布の頂上は同一である。男子では25～34歳、女子では～24歳が年齢別分布の山であり、分布の形状は異なるが頂上の位置は企業規模にかかわらず同一になっている。

(2) 男子本人（雇用者）についてみると、大企業と中小企業では人数に70万人の差があるが、その差は55歳以降で発生しており、54歳以下の年齢階層では、たまたまほとんど同じ人員数になっている。55～64歳では大企業は中小企業の半分弱、65歳以上では1/3にまで大企業の人員数が低下する。対人口比⑦、⑧を見ると、大企業では対人口比は54歳までは漸減、55歳から激減し

表1 本人(雇用者)の年齢別分布

区分		本人の年齢	計	~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳~
男子本人数	千人	中小企業①	8,517	1,573	2,611	1,917	1,217	864	336
		大企業②	7,821	1,548	2,686	1,922	1,142	412	112
女子本人数	千人	中小企業③	5,001	1,525	1,015	1,105	877	391	89
		大企業④	2,971	1,527	531	428	340	127	16
女子本人の割合	%	中小企業⑤	37	49	28	37	42	31	21
		大企業⑥	28	50	17	18	23	24	12
男子本人の対人口比	%	中小企業⑦			28.9	23.6	21.9	22.2	9.5
		大企業⑧			29.7	23.7	20.6	10.6	3.2
平均家族数	男子本人人	中小企業⑨	1.5	0.17	1.5	2.6	2.2	1.3	0.81
	大企業⑩	1.7	0.13	1.5	2.9	2.5	1.4	1.0	
	女子本人人	中小企業⑪	0.08	0.007	0.06	0.14	0.16	0.08	0.03
	大企業⑫	0.07	0.007	0.06	0.20	0.20	0.13	0.17	
男子本人の家族数	千人	中小企業⑬	13,113	273	3,814	5,012	2,640	1,102	272
		大企業⑭	13,428	196	4,115	5,582	2,831	592	112

注) 昭和48年10月。「本人」は「民間の雇用者」に近い。⑤=③/①+③, ⑥=④/②+④, ⑨=⑬/①, ⑩=⑭/②

ている。中小企業ではこの傾向は弱められているが、大企業の激減する55~64歳台で逆に若干の増加を示している。大企業の停年退職者を中小企業が受け入れていると解釈できよう。

(3) 女子本人(雇用者)の年齢別分布は、男子の分布とはかなりおもむきを異にする。中小企業は大企業に比較して、分布はかなり平坦である。中小企業において、25~34歳(妊娠・分娩の該当が最も多い年代)に減少した人員数は、35~44歳において僅かにもり返す。大企業では25歳過ぎると激減(約1/3)した後、減衰していく。中小企業では45~54歳の年代でも女子の雇用はそれほど減少せず、この年代で女子の割合⑤は42%と高くなっている。55歳を過ぎると、企業規模による差は男子の場合よりも著明となる。

女子が最も多く雇用されるのは、24歳以下の若い年齢層であり、この年齢層は大企業においては、女子全体の半数を超えており(④行による)。24歳以下の年齢層は、中小企業も大企業も男女半数ずつ雇用されている。中小企業では、45~54歳の年代は男子120万人に対して女子88万人が雇用されており、女子労働に依存する割合は大企業と比較して、かなり高いといえる。

(4) 今、一世帯が雇用者甲、乙(いずれも本人である)および無職者(例えば幼児)丙より成るとした。丙は甲と乙の両方の所得により事実

上扶養されているが、税金や健康保険上は丙は甲か乙のいずれか一方の扶養家族に決めねばならぬ。税金上では所得の高い方の者の扶養家族として申告した方が有利であり、健康保険でも同様な取扱いが一般に行われている。

平均家族数を観察すると、女子の平均家族数は男子のそれに比較して著しく低い値となっている。これは、夫婦共稼ぎ等の場合、扶養家族が夫の家族として申告されることが多いことも、その原因の一部をなしていると思われる。男子の平均家族数は本人が35~44歳の年代で最高となり、45~54歳の年代で僅か減少する。これは、子供が就職して本人となること、親の死亡等の影響もその原因の一部と考えられる。

IV 月給別分布

表2は、年齢別・月給別本人数の分布であって、最も重要なものである。表2では所得階層別分布に大きな影響を与える年齢、性、企業規模の分類がとられている。以下、ファクト・ファインディングを行う。

(1) 男子について、中小企業と大企業で所得分布が似ているのは、24歳以下の若年層だけである。25~34歳の年齢層においては、中小企業では未だ高所得層は少ないが、大企業では低所得層が目立つて少なくなる。35~54歳の年齢層に

表2 年齢別所得分布 (本人数)

(単位: 1,000人)

本人の性	企 業	本人の年齢	~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳~
		本人の月給						
男 子	中小企業	~8.3万円	1,308	1,039	492	382	447	209
		8.3~12.2万円	236	1,176	775	405	225	61.8
		12.2万円~	29.1	395	650	429	193	65.3
	大 企 業	~8.3万円	1,122	446	98.5	72.8	114	52.8
		8.3~12.2万円	403	1,507	614	268	124	26.6
		12.2万円~	22.4	733	1,209	801	173	32.8
女 子	中小企業	~4.65万円	700	442	573	439	219	59.2
		4.65~6.6万円	726	397	342	275	110	15.6
		6.6万円~	98.7	175	190	163	62.3	14.6
	大 企 業	~4.65万円	155	81.0	122	83.2	40.2	7.6
		4.65~6.6万円	1,064	179	128	101	33.4	5.0
		6.6万円~	308	270	178	156	53.6	3.8

昭和48年10月。「本人」は「民間の雇用者」に近い。

表3 家族の年齢別・家族数

(単位: 1,000人)

	家族の年齢	~4歳	5~14歳	15~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳~
	本人の月給								
中小企業	計	2,397	3,534	2,162	1,746	1,217	846	661	946
	~8.3万円	682	952	766	453	289	321	310	370
	8.3~12.2万円	1,117	1,363	712	812	478	264	220	316
	12.2万円~	598	1,219	684	480	449	264	132	260
大 企 業	計	2,638	3,549	1,897	2,029	1,435	753	487	853
	~8.3万円	183	207	210	118	58	73	103	86
	8.3~12.2万円	1,228	1,069	551	917	371	191	186	257
	12.2万円~	1,227	2,273	1,136	994	1,005	489	198	511

昭和48年10月。

おいては、中小企業と大企業の所得分布の差は最大となる。中小企業では分布はほぼ平坦であって、矩形分布に近い。大企業では分布は完全に高所得層に傾斜している。高所得層の人数は低所得層の人数の10倍を超えており、企業規模による所得分布の形状差は著明である。

(2) 男子の所得分布は、55歳を境にして一変している。中小企業では分布が低所得層に傾斜し、低所得層の人数は高所得層の2倍を超える。大企業では分布は平坦に近いが、それでも55~64歳の年齢層では高所得層にほんの少し傾斜している。しかし、大企業の分布で重要なのは55歳を境に人数そのものが激減することと、分布の型が激変することである。65歳を過ぎると、雇用者のウェイトは圧倒的に中小企業に傾き企業規模による分布差は少なくなる。

表2から直接には証明できないが、この55歳

の断層はたぶん停年制の影響と思われる。

(3) 女子の所得分布は男子のそれとは大幅に異なっている。女子の所得階層区分は、男子のおよそ半額位であり、女子の最高所得層の区切り6.6万円は男子の最低所得層の区切り8.3万円よりも低位にある。所得階層の区切りをこのように低く設定しても、なお女子の所得分布は低所得層に偏ってしまう。

(4) 女子においては、24歳以下の年齢層においても企業規模差がかなりある。大企業では低所得層のウェイトは1割強であるが、中小企業では低所得層のウェイトは4割程度になっている。この年齢層では、中小企業と大企業の女子雇用者数がほぼ同じで、150万人である。

(5) 25歳以上の全年齢層において、中小企業の女子の所得分布の山は低所得層にある。しかもこの人数はかなり多いのである。25歳を過ぎ

ると大企業の女子雇用者数は激減するが、それでも64歳までは、分布の山は高所得層にある。(表2の上で、6.6万円以上を女子については「高所得層」と定義する。社会的な意味での高所得層という概念とは異なる。) 中小企業において、35~54歳の女子雇用者がかなり多く存在するが、これは最低所得層に約半分のウェイトで雇用されている。中・高年女子の雇用にはきびしいものがある。

V 家族の分布

(1) 表3~8は家族に関する表である。表3は、家族の年齢と本人の月給の分類をクロスさせた、家族数を示す。月給区分は表2の男子の区分と同じ区切りを使用しているが、この表には女子本人の家族も含まれている。表3から、月給の低い本人の家族になっている老人が少なからず存在していることが観察される。

(2) 表4、5は、本人と家族の年齢をクロスさせた家族数であって、どのような年齢層の雇用者が何歳の家族をどの位扶養しているかを観察するために作成されている。(ここでいう「家族」とは健康保険上の家族のことである。) 表4によれば、老人は総数としては35~54歳の雇用者の扶養家族になっている場合が多い。

(3) 表5は表4の家族数を表1の男子本人数①、②で割って平均家族数に直したものである。例えば、中小企業の45~54歳の雇用者の平均家族数2.17人は、表4の家族数264万人を表1①の121.7万人で割ったものである。同一の分母は45~54歳の雇用者の列のすべての家族の年齢階層に適用されて表5の値が算出される。表5の各年齢階層の平均家族数は、各列が同じ分母(本人数)であるから、タテに加算することができる。

平均家族数を表5で観察すれば、55歳以上の

表4 男子本人の家族数 (単位: 1,000人)

	本人の年齢 家族の年齢	計	0~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳~
中小企業	計	13,113	273	3,814	5,012	2,640	1,102	272
	0~24歳	7,810	209	2,427	3,260	1,526	354	32.9
	25~54歳	3,781	42.7	1,155	1,363	804	380	37.4
	55~64歳	640	11.3	121	96.1	26.4	271	112
	65歳~	882	9.5	108	292	285	96.9	90.1
大企業	計	13,428	197	4,115	5,582	2,831	592	112
	0~24歳	7,946	147	2,518	3,502	1,580	186	13.2
	25~54歳	4,199	30.2	1,345	1,643	935	231	14.0
	55~64歳	471	13.4	144	111	20.0	130	52.8
	65歳~	812	4.8	108	325	296	45.8	32.0

昭和48年10月。

表5 年齢別・男子本人の平均家族数 (人)

	本人の年齢 家族の年齢	~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳~
中小企業	計	0.17	1.46	2.62	2.17	1.28	0.81
	0~24歳	0.13	0.93	1.70	1.25	0.41	0.10
	25~54歳	0.03	0.44	0.71	0.66	0.44	0.11
	55~64歳	0.007	0.05	0.05	0.02	0.31	0.33
	65歳~	0.006	0.04	0.15	0.23	0.11	0.27
大企業	計	0.13	1.53	2.90	2.48	1.44	1.00
	0~24歳	0.10	0.94	1.82	1.34	0.45	0.12
	25~54歳	0.02	0.50	0.85	0.82	0.56	0.12
	55~64歳	0.009	0.05	0.06	0.02	0.32	0.47
	65歳~	0.003	0.04	0.17	0.26	0.11	0.29

昭和48年10月。

表6 月給別・男子本人の平均家族数(人)

本人の年齢		~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳~
本人の月給							
中小企業	~8.3万円	0.12	1.1	2.4	1.9	1.1	0.74
	8.3~12.2万円	0.42	1.6	2.7	2.2	1.3	0.95
	12.2万円~	0.39	2.2	2.8	2.5	1.5	0.90
大企業	~8.3万円	0.08	0.67	2.2	1.8	1.1	0.87
	8.3~12.2万円	0.23	1.4	2.7	2.2	1.3	1.0
	12.2万円~	0.71	2.3	3.0	2.7	1.7	1.2

昭和48年10月。

老人である雇用者は、老人の扶養家族をかなり高い割合でかかえている。家族の年齢層55~64歳、65歳以上の平均家族数を各列について加算して、55歳以上の老人を扶養家族としてかかえている状況を次に示す。

55歳以上の扶養家族の雇用者1人当たり平均人数

本人の年齢	(45~54歳)	(55~64歳)	(65歳以上)
中小企業	0.25	0.42	0.60
大企業	0.28	0.43	0.76

65歳以上の雇用者は、55歳以上の家族をかなり高い割合でかかえているが、その家族は大体配偶者であるだろう。日本でもこれから核家族化が進んでヨーロッパ諸国なみになるかも知れないが、その頃には表5がどのように変化するであろうか、その研究が行われることを期待したい。

(4) 表6は雇用者の年齢と月給が、平均家族数にどのような影響を及ぼしているかを観察するために作成された。表6の分子は表3のうちの男子の扶養家族分(掲載されていない)であり、分母は表2の男子本人数である。表6によれば、高所得層ほど平均家族数が多くなる傾向が観察できる。最高所得層においては中小企業よりも大企業の方が平均家族数が多いが、所得階層をもっと細分割して、同一所得階層で比較すると、平均家族数は企業規模に無関係であることが判るのである。最高所得層の平均家族数の企業規模差は、大企業の方がさらに所得の高い階層をより多く含むためであり、所得だけで説明できる。

(5) 表7、8は表6にさらに家族の年齢分類をクロスさせたものである。ただし表6の昭和48年10月実績に家族の年齢別分類をクロスさせた

表は未だ集計が完了していないため、表7、8は昭和47年10月実績である。表7、8の分母は表2に相当する人数の昭和47年10月分実績である。これらの表によれば、家族の年齢別に観察しても、高所得層ほど平均家族数が多い傾向があることが判る。多くの分類をクロスさせた所得階層別分布を観察すると、興味深い事実を発見することができる。

VI ライフ・ヒストリー

表2の性別、企業別、年齢別所得分布統計は、性、企業規模および年齢が所得階層別分布に大きな影響を与えている事実を示している。表2で所得分布を年齢別に観察したことには、重要な意味がある。雇用者の月給は年齢の進行とともに顕著に上昇するが、停年に到達する55歳を境として月給、雇用とともに急落する。老化現象はすべての人に必發であるが、老化とともに身体的、精神的諸機能は低下し、月給ならびに雇用の低下を招来することとなる。所得分布の研究は、一時点で截った分布だけではなく、ライフタイム・インカムの立場からも検討されねばならぬ。

一例を挙げよう。あるプロ・スポーツ選手が高い給料をもらっているとしよう。しかしながら、プロ・スポーツ選手が活動可能な年代は短い。ある時期に花形選手として所得分布の高い所にランクされているとしても、そう遠くない将来には誰かにチャンピオンの地位をとって替わられるだろう。一時点で調査した所得階層別分布は、多くの人々のライフタイム・インカムの切断面になっている。引退した後の選手の職業、所得はチャンピオン時代のそれとは遠く隔ったものになるかも知

表7 中小企業 男子本人の平均家族数(人)

家族の年齢 本人の年齢 本人の月給	~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳~
	~7.0万円	0.11	1.1	2.4	1.8	1.1
年齢計	7.0~10.1万円	0.32	1.6	2.6	2.1	1.3
	10.1万円~	0.50	2.0	2.8	2.4	1.5
~24歳	~7.0万円	0.08	0.71	1.6	1.0	0.34
	7.0~10.1万円	0.26	1.0	1.7	1.2	0.43
	10.1万円~	0.42	1.3	1.8	1.4	0.62
25~54歳	~7.0万円	0.02	0.30	0.63	0.57	0.36
	7.0~10.1万円	0.04	0.51	0.72	0.68	0.44
	10.1万円~	0.08	0.60	0.76	0.72	0.51
55~64歳	~7.0万円	0.007	0.04	0.06	0.03	0.33
	7.0~10.1万円	0.01	0.05	0.06	0.03	0.30
	10.1万円~	—	0.06	0.05	0.01	0.25
65歳~	~7.0万円	0.004	0.04	0.18	0.21	0.09
	7.0~10.1万円	0.005	0.04	0.15	0.21	0.12
	10.1万円~	0.01	0.05	0.14	0.22	0.14

昭和47年10月。

表8 大企業 男子本人の平均家族数(人)

家族の年齢 本人の年齢 本人の月給	~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳~
	~7.0万円	0.06	0.70	2.2	1.8	1.1
年齢計	7.0~10.1万円	0.04	1.4	2.7	2.1	1.4
	10.1万円~	0.51	2.1	3.0	2.7	1.8
~24歳	~7.0万円	0.04	0.44	1.4	0.97	0.31
	7.0~10.1万円	0.16	0.87	1.7	1.2	0.43
	10.1万円~	0.40	1.3	1.9	1.5	0.69
25~54歳	~7.0万円	0.01	0.19	0.59	0.59	0.37
	7.0~10.1万円	0.04	0.46	0.79	0.73	0.51
	10.1万円~	0.08	0.72	0.91	0.89	0.72
55~64歳	~7.0万円	0.006	0.03	0.05	0.03	0.36
	7.0~10.1万円	0.02	0.05	0.07	0.02	0.34
	10.1万円~	0.01	0.05	0.06	0.02	0.27
65歳~	~7.0万円	0.005	0.03	0.17	0.20	0.07
	7.0~10.1万円	0.01	0.04	0.15	0.22	0.11
	10.1万円~	0.02	0.05	0.17	0.28	0.17

昭和47年10月。

れない。

表2によれば、大企業の雇用者は決定的に有利な所得を獲得している。学校卒業後、できるだけ大企業に入り、停年まで辛抱し、停年退職後大企業の子会社にはめ込んでもらうのが、ライフタイム・インカムの点からは有利である。

人々が出世と榮達のコースにのれるかどうかは、

どのような大学の入学試験に合格するかにもある程度依存している。例えば、医学部の入試に受けた人は、その瞬間から一生を医師として過ごすことを運命付けられる。配偶者の決定もその人の運命をある程度決定するが、それはその夫婦から生れ出る子供に夫と妻が正確に1/2ずつの遺伝子を与えるから、ある程度は子供の一生成で規定す

る。入試、就職、結婚はある程度偶然が支配するが、例えば交通事故等も偶然が支配し、人々のライフ・ヒストリーに決定的影響（例えば死亡）を与えることがある。

表2は、2,400万人の雇用者の所得分布である。それは、必然と偶然が織りなして作りあげた2,400万人の人々のライフ・ヒストリーの一つの断面である。所得分布の中味は、人々のライフ・ヒストリーである。ライフタイム・インカムで測った富める人々には、例えばエリート・コースにて順風満帆に栄達したり、苦学力行して成功した、輝かしい成功のライフ・ヒストリーがあるだろう。ライフタイム・インカムで測った貧乏な人々には、失敗、失意、冷遇、病苦に悩んだライフ・ヒストリーがある。栄達をとげた人がいかにして出世し、貧乏人がいかにして貧乏になったか、そのプロセスこそ、所得分布の背後に潜む最も重要な問題である。

VII ライフ・ヒストリーのデータ

生活保護世帯を貧困の代表的例と考えるならば、生活保護開始理由の統計は、一応は貧困化の直接原因を示すものとみなしえる。生活保護動態調査によれば、生活保護開始理由の8割は疾病である。資料1および2*によれば、生活保護で医療扶助を受けている人々の罹っている疾患のうち、異常に高い受診率を示す疾患は精神障害である。貧困状態と精神障害の高い受診率との間の因果関係は複雑であるが、その双方が互いに原因となり、結果となって悪循環を起しているものが多いと推定される。

貧困階層のライフ・ヒストリーの原資料を得ることは、プライバシーにかかわる問題であるため、極めて困難である。しかしながら極めて特殊なケースではあるが、精神障害で入院している患者のライフ・ヒストリーは、治療上の必要から作成されている。これら患者のライフ・ヒストリー約300件を検討してみると、病気が直接原因となっ

て低所得状態を結果として招来しているケースが大部分であることが発見される。これらのデータの分析を行うにはあと1~2年を要するため、ここで分析結果を報告するまでには未だ至っていない。しかしながら、ライフ・ヒストリーの例として、ここに3症例を紹介するとともに、精神障害の実情を認識していただく一助としたいと思う。

3つの症例は、日本精神医療のメッカと言われ、わが国最高の技術水準を誇るM病院の患者の中から選ばれた。症例Iは慢性酒精中毒（アル中）患者が貧困化する過程の典型的なものである。本症例では、患者はなかなか断酒できず、入退院を繰返すたびごとに病状が悪化して行く状況が記録されている。症例IIは精神分裂病患者が社会復帰を目指して努力を重ねる記録である。紙数を節約するため、医師、ワーカー、看護婦が患者をはげます状況は省略されている。精神分裂病の治療においては、薬物療法だけでなく、作業療法も重視されている。すなわち、入院治療の一環として病院から外部の企業に通勤し、かつ社会復帰の準備を行いうものである。症例IIでは、社会の受入態勢が患者の社会復帰のために極めて重要であることを示している。

症例IIIはあまりにも薄幸な女性のライフ・ヒストリーである。本症例においては、極度に劣悪な精神的環境条件が、精神障害の重大な原因の一部を形成したように思える。貧困と精神障害の因果関係の検討上意味があると考えられるので、紹介する。

ライフ・ヒストリーの症例は、現実があまりにもきびしいものであることを物語っている。現実はきれいごとだけではすまされないのである。このきびしい現実を直視することから福祉対策は生れてくるだろう。

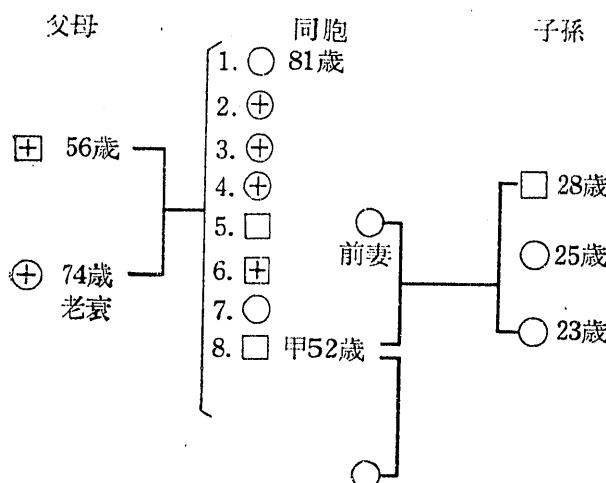
症例 I

男子（甲とする）、1920年10月生。疾患名 慢性酒精中毒。保険 政府健保本人。前妻とは1960離婚。現妻とは 1966 結婚。前妻との間の子供3人は前妻と同居。

1920 甲は8人兄弟の第6子としてW県に出生。小学校卒。学業成績は中位。

* 資料1 市川洋、西三郎「医療費の統計と分析」経済企画庁研究シリーズ第29号、1974 大蔵省印刷局

資料2 厚生省社会局保健課「医療扶助実態調査結果報告」



(注) □ 男子, ○ 女子, + 死亡

1934 甲 13歳の時、父は大工であったので、小卒後父の大工見習となる。

1939 甲 19歳の時、甲は大工職を嫌い、満州鉄道に就職。この頃から毎日常習飲酒のようであったが、詳細不明。

1944 甲 24歳で満州鉄道を退職して帰国。U県で前妻と知合い、結婚した。東京に出て、大手電機メーカーA会社に勤務した。

1945 徵兵。部隊に配属された。8月に敗戦。戦後父の大工職を手伝う。

1950 前後 自立して東京で大工を始めた。

1955 前後 飲酒量上昇。前妻に乱暴、他人とけんか、短気が目立つようになった。

1960 飲酒がおさまらず、前妻と離婚し、子供は甲の戸籍に残ったが前妻と同居。その後子供からは音信なし。

1966 甲 46歳時、現在の妻と結婚。大工職を継続。当時晩酌 3~4合。休みの日は朝から呑み、1升位。欠勤なく、食事も普通。酩酊時に多少のトラブルを認める程度。

1969 甲 49歳時、高い所に登れなくなり、大工職は無理となる。清掃会社に勤めることとなつた。この頃から仕事を休むことが多くなり、食事せず、朝から飲酒。4~5日続けて欠勤、飲酒するようになった。

1972. 3月 甲 51歳時、ビル清掃会社勤務となる。その後、妻も同じ会社に入社した。仕事は忙しく、休日がないため、欠勤することなく、飲酒

量減少。晩酌に限られていた。

1973. 2月 甲 52歳時、会社でトラブルがあつて上司の注意を受け、泥酔して帰宅。以後10日間飲み続け、食事は10日間に2回のみ。甲は不眠、吐き気、苦痛を訴えて自ら受診。幻聴、幻視、妄想が発現。

1973. 2~1973. 5 M病院入院(第1回)。職場復帰可能な状態となり退院したが、退院後外来通院および服薬せず。1ヶ月たって、飲酒はビールから清酒に移行したが、仕事はほぼ常態であった。

1973. 8 会社でおもしろくないことがあり泥酔して帰宅。以後欠勤のまま、飲んで寝て、起きては飲むの連続。高度の全身衰弱となり、食事は全くせず。

1973. 9~1973. 12 M病院に再入院。復職の件で入院中に外泊を重ねたが問題なく、一応退院してようすをみる。退院後ビル清掃会社を退職。

1949. 夏 大量継続飲酒状態となる。胃障害、吐血しつつ乱飲状況となる。

1949. 10 再々入院となる。

1950. 1 暮から外泊したまま帰院せず、結局一応きりをつけることで、退院手続をとる。第3回目入院中は、ひんぱんに外泊、外出し、事実上入院治療はあまり意味をなさぬ状態であった。

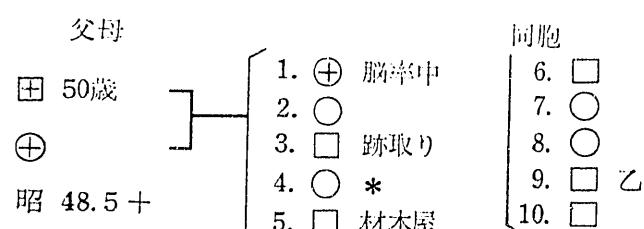
症例 II

男子(乙とする), 1935年1月生。疾患名 精神分裂病。生活保護

1935. 1 東北のX県で出生。両親の下で養育される。父はもともと農業。長兄が跡取りで、X県で材木業を営む。

X県の中学卒。学校の成績は中ないし下。本人によれば、孤独で学校を嫌い、よくサボった由。中学卒後、家業の農業を手伝った。

1954 次兄(材木屋)を頼って東京に来た。部



* 第4子である姉の子供に精神分裂病患者がいる。

立の商業高校（定時制）入学。大手メーカーA社に就職。昼間は会社に勤務したが、1年で退職。定時制商業高校は6ヶ月で中退。挫折してX県に帰郷。退学・退職の事情は家族にも判らない。帰郷して家業の材木屋を手伝っていたが、この時独語、空笑、動作緩慢、好娠が見られ、発病していたと推定される。

1956 乙21歳時、就職する気になり東京都内のB会社（飲料の瓶の製造）に工員として勤務。1年半程勤めて退職。この前後に、乙は「誰かが後からついて来る」「誰かが俺を呼んでいる」等、周囲の状況から見てあり得ぬことを口走るようになり、精神障害に気付かれた。生活は自閉的。

1958.1～1961.2 3年1ヶ月間東京のC病院精神科に入院。ややよくなり、退院したが7月から病状悪化のため帰郷。

1961.8～1962.3 X県のD精神病院に入院。治療を受けたが、ほとんどよくならなかった。3月にM病院外来受診。

1962.5 M病院に入院。

1971.4 乙36歳の時、乙の社会復帰のため院外作業を作業療法として開始。4月21日からEガラス店に勤務することとなった。仕事はサッシ組立て、ガラス切り、網戸の組立。日給500円で、24日まで半日勤務、4月26日から1日勤務となり、M病院から通勤することとなる。店主談「言われたことはキチンとやる。もっと早く頼めばよかった。」

1971.5.17 乙は非常に疲れる。仕事の要領悪く、一つ事を再三教えるも、ボーッと立っていることが多い。担当医は店主と話し合い、少々無理だろうとのことで5月20日でE店勤務を中止する。乙は対人関係を怖れている。

1972.2.3 本日よりFメッキ会社に院外作業勤務開始。M病院から通勤。職種は配達と雑用。3月1日2月分給料6,000円受領。3月29日、F社社長来院、担当医と話し合う。「仕事になれない。能率が上らない。タバコを吸っていることが多く、仕事に手が出ない。やめてほしい」とのこと。F社を終了とする。

1972.7.9 清掃会社Gに院外作業勤務開始。M

病院から通勤。7.26日に会社で「お前はやめてもいい」といわれたように乙は感じた。8.6日給料2.7万円受取る。8.9日職場の同僚に昼寝を叱られた。「徹底的にしめ上げる」とおどされ、腹が立って「やめる」といったら、主任から「やめられることは困る」と止められた。乙は担当医に「9月いっぱいG会社をやめ、X県の実家に帰って働きたい」という。10.31日にG社をやめた。乙はM病院入院のままで、X県には帰らなかつた。

1973.3.1 Hプラスチック工場に院外作業として就職し、そのうち次兄宅より通勤予定（M病院から長期外泊の形で）となる。しかし会社からは5日目に断わられた。

1973.4.13 I会社にM病院から通勤開始。しかし4.17日I会社より連絡あり、「ゆっくり指導したが仕事に乗れない」とのこと、I社は4日間で打切る。乙は動揺。

1973.4.23 以前の職場G社の院外作業勤務再開。M病院から通勤。日給1,500円。G社の勤務は約10ヶ月続く。1974.3.1 G社をやめたようである。M病院入院はずっと継続。

1974.3.22 次兄宅近くのJ店（洗濯屋）に院外作業出勤開始。M病院を外泊の形とし、次兄宅から通勤。しかし3月25日J店から断わられる。乙は「J店は力のいる仕事で、自分には勤まらなかった」という。しかし3日勤めて4,500円もらい、乙はニコニコしていた。

1974.5 K包装会社に勤めることが大体きまる。次兄宅から通勤することとし、乙は月6万円位はほしいという。乙の社会復帰には、家族の協力が必要不可欠である。退院させ、外来に切換えてフォローすることとなる。M病院退院。

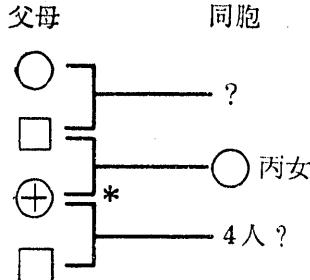
症例 III

女子（丙とする）、1950年3月生。疾患名 精神分裂病。生活保護。

1950.3 丙女は北陸のY県に出生。

1952 実母は家出。

1955 丙女5歳の時、丙女は芸者置屋に売られた。丙女は日本舞踊をおどったのを記憶している。しかし、つらい思い出なし。同年終り頃、踊りの



*実父は再婚。興業師であった。トバクで受刑したことがある。実母は丙女2歳の時家出。その後実母は再婚し、4子?をもうけたが、死亡。

師匠Aに引き取られた。きっかけはAの妻が置屋に出入りしており、丙女を、ということになった。A宅には丙女以外にもう1名の養女B(13歳)がいた。AはBの方を可愛がっていた。丙女は体罰を受けて、つらい思いをしたが、実母に会いたいとは思わなかった。

丙女が高校1年の時、経済的事由で中退。A宅を家出して置屋に戻り、手伝いをする。

1965 実父に会い、実父の元に戻った。旅館の女中をさせられ、その給料は実父にとり上げられた。実父に乱暴な仕打ちをされ、1年経たぬうちに家出。

東京に出て小料理屋に2週間、銀座の甘党の店に3ヶ月、スナックに3ヶ月、朝鮮料理屋に2ヶ月勤める。ある暴力バーで1年8ヶ月勤め、この間に発病。暴力バーでは、やめたくてもやめさせてもらえなかった。リンチを受けたらしい。

1968 丙女18歳の時、夏空が真黒に見え、皆が死んでいるように思えた。暴力バーでは給料はくれたりくれなかったり。もらった給料はC男(大学生 クラブの副マネージャー)に貢いでいた。

自分が神様のように思った。虫がはっているのが自分のまわりに見えた(幻視)。精神衛生法による措置入院(D病院)6ヶ月。退院後C男に引き取られ、都心のスナックに勤めたが、その頃ウイスキーに混ぜて麻薬を飲まされた。

1969.5 他の男に誘惑されて家出。パチンコ店に働かされた。その頃アパートにいる人に、ゼス

チュアで殺されるような気持にさせられた。

1969.6 牛乳瓶を割って、両側頸部を切傷して自殺企図。E病院に運ばれた。イスが犬に、看護婦が幽霊のように見えたという。天から歌が2回聴こえて来た。1ヶ月してE病院の紹介でM病院を受診し、1967.7 M病院入院となる。

VIII 健康保険統計

表1～8の原資料は、厚生省保険局調査課で作成している「健康保険被保険者実態調査」である。この調査は昭和41年度から、毎年10月1日現在で実施されている。政府管掌健康保険(政管健保)と組合管掌健康保険(組合健保)の被保険者(本人)および被扶養者(家族)をその調査対象としている。昭和48年度調査における標本本人数および抽出率は、政管健保5万3,849(1/250)、組合健保5万3,930(1/200)である。標本に抽出された本人の家族は、すべて標本家族とされる。表1～8で中小企業とあるのは政管健保、大企業とあるのは組合健保である。組合健保は規模1,000人以上であることが原則とされ、1,000人未満の組合は5%程度であるから、組合健保本人を大企業雇用者と考えて大体差し支えない。組合健保は、同業種の中小企業が集って設立することもできること、および若干の自治体が健保組合を作っているため、経済的な意味での「大企業」よりも若干範囲が広い。

本稿における「月給」とは、標準報酬月額のことである。これは、毎年5、6、7月の賞与を含まない月給(現物給与を評価して算入する。会社負担分通勤定期代も含まれる)の平均値である。標準報酬月額は、保険料算定の基礎として使用されるだけではなく、傷病手当金等の給付の計算基礎としても使用される。傷病手当金は、本人が病気で欠勤し、賃金をカットされた場合(ブルー・カラーの雇用者は病気欠勤の場合賃金を差し引かれるのが通常である)、標準報酬の6割相当額までの休業補償を健康保険給付として行うものである。5、6、7月に病欠して賃金を差し引かれた場合、その差し引かれた賃金を休業補償の基礎にとったのでは、休業補償の意味をなさない。このため、

出勤日数 20 日未満の月は、平均賃金算定に際して分子と分母から除外されることになっている。5, 6, 7 月の全部が出勤日数 20 日未満の場合は、前年度の標準報酬月額がそのまま当年度の標準報

酬月額とされる。8 月以降昇任、昇給等で賃金が一定限度以上変動した場合は、改訂される。賃金以外の所得、すなわち、配当、賞金、原稿料等は標準報酬には含まれない。